

## 貝塚市と株式会社りそな銀行との資産活用及び地域活性化に関する包括連携協定

貝塚市（以下「甲」という。）と株式会社りそな銀行（以下「乙」という。）とは、地域社会の基盤維持と活性化に向けて、相互の連携強化を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の持つ知見及び技術を共有し、地域の課題の解決などを図っていくことにより、地域資産の活用及びまちの活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 公的資産活用の推進に関すること
- (2) 市の活性化による雇用の創出に関すること
- (3) その他地域活性化に関すること

### （情報の共有）

第3条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

### （協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれかからも解約の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

### （協議事項）

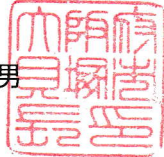
第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 29 年 1 月 17 日

甲：大阪府貝塚市島中1丁目17番1号

貝塚市長 藤原 龍男



乙：大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号

株式会社りそな銀行

代表取締役社長 東 和浩

